

【戸倉審議官】ただいまから、第8回の裁判員制度広報に関する懇談会を開催いたします。

本日は、藤原委員と平木委員が急な御用で欠席という御連絡をいただいています。

前回以降に異動がありましたので、御紹介をさせていただきます。

【吉崎総務局参事官】参事官の吉崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【板津広報課付】広報課付の板津でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【戸倉審議官】本日は、お手元にたくさんの資料をお配りしています。

「御意見を伺いたい事項」というものが一番上にあります。そのほか、本年1、2月に最高裁判所が行ったアンケート調査における質問表及び質問の際提示した裁判員制度に関するQ & A、アンケート結果概要版及びそのうち図表の部分を拡大したものをお配りしています。

一番最後に、このアンケートの関係では、既にプレスリリースをしまして、その際、裁判所としてこのアンケート結果を分析した結果を説明していますので、これも御参考までにお配りしています。

そのほか、このアンケートとは別に、これまでの広報活動に関する資料として、裁判員制度全国フォーラム新聞掲載記事収録集があります。去年、裁判員制度全国フォーラムを50ヶ所で開催しましたが、その結果が各地の地方新聞紙上に採録記事という形で掲載されました。資料の前半部分は、各地の地方新聞の採録記事を載せています。また、フォーラムをきっかけに、各地方新聞社でもいろいろ裁判員に関する特集記事が掲載されておりますので、これらを後半部分にまとめています。これらの記事は、それぞれ各地の特徴がある貴重なものですし、それを散逸させるのも惜しいということで、縮刷版という形でまとめ、資料化しました。

次に、評議の実像を国民にわかりやすく御説明したいということで制作した60分映画「評議」のチラシをお配りしています。

最後に、雑誌「東洋経済」に掲載したタイアップ広告を抜き刷りしたものを
お配りしています。最高裁判所の前事務総長と映画「評議」に出演した榎木孝
明さんが対談をいたしまして、内容的には裁判員制度の意義、特に、企業の経
営者の方にも理解していただきたいことなど、少し突っ込んだ内容が掲載され
ています。

それでは、このたび最高裁判所が行った国民の意識調査について、その目的
及び結果の概要等につきまして、吉崎参事官の方から御説明します。

【吉崎総務局参事官】審議官から紹介がありましたアンケートにつき概略を私
の方から御説明します。

まず今般のアンケートの目的です。

最高裁判所では裁判員制度の実施準備の一環として大規模なアンケート調査
を実施しました。

裁判員制度は、平成 21 年 5 月までに実施されることになりましたが、この裁
判員制度が円滑に運営され国民の間に定着するためには、国民の生活実態を考
慮し、国民の裁判員制度における負担を軽減できるような制度を実現していく
ことが必要不可欠であると考えています。

今回のアンケートは、国民の生活実態、参加への障害等を把握して、国民の
生活に根差した選任手続の制度設計や公判審理の運営のあり方に生かすことを
目的として行ったものです。

「アンケートの回収状況」とある資料を御覧ください。

今回のアンケートは、全国の二十歳以上の男女 8,300 人を対象とするもので、
有効回収数が 5,172、有効回収率は 62.3 %もの回答を得ています。これらの回
答結果を対象者の属性等とクロス集計するなどして多角的に分析したアンケー
トです。

それでは、アンケート結果の中身について御説明します。以下は若干個々の
に項目を分けながら御説明します。

まず第 1 番目として、回答者の属性という点です。資料の 2 ページから 14
ページまでにわたって図表を示しております。回答者の年齢、性別、職業、家

族構成，裁判所への交通手段などについての回答結果がまとめられているものです。

続いて，参加意欲と障害事由という点です。資料ですと15ページから18ページの図表ということになります。この四つの図表において国民の裁判員としての参加意欲と障害事由について示したものですが，まず15ページの図3-1-1を御覧ください。

裁判員としての参加意欲について，「参加したい」と「参加してもよい」と回答した者の合計を「参加したい」者とまとめ，また，「参加したくない」及び「あまり参加したくない」と回答した者の合計を「参加したくない」者とまとめた場合，図3-1-1の下から2段目，「参加したい」が27.6%，「参加したくない」が61.6%という結果になっています。

続きまして，16ページです。

図3-1-2，裁判員として参加する場合の障害事由を，多岐選択，いわゆるマルチプルアンサーで回答いただいた結果です。

この中では，上から2段目のとおり，「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」という点を挙げる方が65.3%，上から4段目で，「心理的に不安である」が53.4%という結果を得ています。

次の17ページはシングルアンサーで，日程調整と心理的不安の点が伸びを示しています。

18ページになります。

図の3-1-4ですが，参加意欲と障害事由の関連を示しています。参加意欲の程度いかにかわらず障害事由として日程調整の点を挙げる方が多いということです。

しかしながら，心理的不安を挙げる割合については，「参加したい」及び「参加してもよい」ではそれほど高くありませんが，「あまり参加したくない」及び「参加したくない」では高くなっているという結果が得られています。

続いて，図の19ページから25ページ，これは連続開廷にした場合の参加可能な開廷日数に関する図表です。

まず、19 ページを御覧ください。

図の 3-2-1 です。連続して裁判に参加できる日数を示しています。上から順に、「1 日も参加できない」が 29.1 %、「3 日以内」が 38.9 %という結果になっております。

連続開廷の問題については、そのほか 20 ページから 25 ページまでの結果が得られているところです。

続いて、次の項目としましては、国民の裁判員として参加できない特定の月、あるいは参加しやすい特定の月について問い立てをしたものです。

資料ですと、26 ページから 35 ページまでの部分です。

まず、26 ページ、図の 3-2-8 を御覧ください。

裁判員として参加できない特定の月の有無の点についてです。これが、「決まっている」、「およそ決まっている」、「ほとんど決まっていない」、「決まっていない」などという形で問い立てがされ、この図のとおりの結果が得られています。

続いて、30 ページです。

図の 3-2-12、参加できない時期の判明時期という点を問うています。「1 ヶ月くらい前」というのが大きな割合、32.4 %を占めているということです。

続いて、31 ページ、図の 3-2-13 については、今度は参加しやすい特定の月の有無ということですが、こちらは「決まっていない」という層が 42.6 %というボリュームを占めているところです。

続いて、32 ページから 35 ページまでは、今申し上げた特定の月に関する問い立てのものです。

続いて、36 ページ以下ですが、開廷方法に関して、連続開廷であるか休廷日を挟むかという点についての問いをして、その結果を得たものです。

まず、この中で特に 40 ページの図 3-3-5 ですが、休廷日を挟んで裁判に参加できる日数については、上から順に、「3 日以内」が 24.5 %、「4 日から 5 日」が 13.8 %、「6 日から 10 日」が 12.8 %、「11 日から 20 日」が 3.4 %、「21 日以上」が 2.4 %ですが、「わからない」という答えも 42.6 %という形で

得られています。

この図表と、連続開廷の場合に関する 19 ページの図の 3 - 2 - 1 と比較します。図の 3 - 2 - 1, 改めて申し上げますと、上から順に、「1 日も参加できない」が 29.1 %, 「3 日以内」が 38.9 %, 「4 日から 5 日」が 7.8 %, 「6 日から 10 日」が 1.6 %, 「11 日以上」が 3.5 % という結果になっており、40 ページの 3 - 3 - 5 の図との対比で、4 日から 5 日, 6 日から 10 日等の部分が増えているという結果が得られているところです。

続いて、今度は国民の日程調整の時期に関するもので、42 ページ以下になります。

資料の 42 ページですが、これは 5 日間の予定の場合の日程調整をいつごろから始めるかということについての結果を得たものです。「1 ヶ月以内」及び「1 ヶ月半くらい前」という二つを合計しますと、47.7 % という数字になっています。

続いて、43 ページですが、こちらは 10 日間の予定の場合の結果です。先ほどは 5 日間でしたが今度は 10 日間でお聞きしたところですが、「1 ヶ月以内」、「1 ヶ月半くらい前」及び「2 ヶ月くらい前」を合計しますと 48.4 % という数字を得られたということです。

続いて、国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備の点についてお聞きした結果です。44 ページ以下になります。

まず 44 ページ、国民、特にサラリーマンが裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備の点です。3 - 4 - 1 は、これは多岐選択で集計したもので、「経営者・幹部の間に制度理解を広める」、あるいは「経済的補償をする」等の答えが得られているところです。

45 ページになりますと、これが最も重要な環境整備ということで一つだけ選択肢の中で選んでいただいたシングルアンサーの結果で、今申し上げた、「経営者・幹部の間に制度理解を広める」、それから「経済的補償をする」という点が多く出ているという結果です。

なお、この 44 ページ、45 ページの図は、お勤めの方以外の方も含む全員の

方にお答えいただいた結果であることに御注意ください。

続いて、46 ページですが、国民の中の介護者、養育者が裁判員として参加するために実施すべき環境整備について回答をいただいたものです。

この設問の回答者にも介護者、養育者以外の方も含まれておまして、この図の3-4-3は、多岐選択、マルチプルアンサーで答えていただいております。

また、47 ページがその最も重要な環境整備ということでシングルアンサーという形で答えていただいております。

「施設利用の場合、経済的補償をする」という点が最も多くなっているという結果が得られております。

最後になりますが、48 ページ、49 ページの点です。

国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき裁判の進め方に関する環境整備の点について問いをし、得られた結果です。多岐集計の部分が3-4-5の図です。最も重要な環境整備が49 ページ3-4-6の図です。「脅迫から裁判員を十分保護する」という点が最も多くなっているという結果を得られているということです。

以上が今回のアンケートについての結果の概要です。

【鬼澤刑事局参事官】私どもの方で、そのアンケート結果のポイントを踏まえてこういう点に注目するというのを、アンケート結果についてのポイントということでペーパーの方にまとめてありますが、概要は吉崎が申し上げたことと同じです。

まず、この「アンケート結果のポイント」というペーパーの2番目の点、「参加したい」、「参加したくない」という数字がこれまでのマスコミの中ではかなり一人歩きしてしまっていて、「参加したい」、「参加したくない」が何%ということが真っ先に取り上げられますが、我々は、その参加意欲の問題よりも、その社会的な背景をできるだけ分析したいという気持ちでこのアンケート調査を行ったわけです。

特に今回は、吉崎が説明したペーパーですと22 ページに、参加意欲、あと

連続参加可能開廷日数別の表がありますが、「参加したい」あるいは「参加してもよい」という人でも約6%くらい1日も参加できないということは、これは明らかに社会的な何らかの障害があつて参加できないのだから、障害の軽減に取り組みば確実に参加してもらえないのではないかという期待があります。

それから、「あまり参加したくない」、「参加したくない」と言っている人であっても、例えば3日以内の開廷数ですと、「あまり参加したくない」人の33.8%、3日以内参加可能な人のうちの33.8%は、あまり参加したくはないけれども3日以内であれば参加しますと答えていますので、意欲だけ見るよりも、そのバックグラウンドを今回のアンケート調査によって鋭意把握しようと考えた次第です。

次に、私どもの方で指摘したのは、資料の16ページの障害事由で、「日程調整が大変である」というところがトップを占めたという点です。

これは、今回、事前に比較的詳しい資料を配布して、それを読んだ上で回答してもらおうという形式で、できる限り制度について理解した上で回答してもらったので、ほかの世論調査と違う結果になっているようですが、やはり制度に対する理解が深まれば深まるほど実際の裁判員としての参加の問題というのは日程調整が一番の問題になってくるのではないかと私どもは考えました。

もう一つ御指摘申し上げたいのは、同じ審理期間を要する事件であっても、期日の入れ方を工夫することによって参加可能な人たちが大幅に増えるという点は先ほど吉崎が指摘したとおりであります。

さらに5日間の予定を入れるのに大体普通の人はどれくらい前から日程を調整するのかということに関するデータが得られたのも、今回が恐らく初めてだと思いますので、こういったデータを今後の裁判員制度の運営、国民の負担にできるだけ配慮した裁判員制度の運営という点に生かしていきたいと考えています。

【戸倉審議官】冒頭申し上げましたように、この意識調査は広報活動としての意識調査をしたというわけではありません。今後、法律をもとにいろいろな具体的な選任手続について、例えば、どういう形で国民の方を呼び出し、最終的

に裁判所に来ていただくかという段取りを決めていくことになりますが、実際に一定期間、仕事や生活上のいろいろな負担を押して裁判に参加していただくということを考えますと、選任手続の仕組みを作るに当たっても、あるいは具体的に裁判を運営していくに当たっても、国民の生活実態や具体的にどんな支障を持っておられるかということを十分に把握していなければなりません。そこで、主に選任手続をどう設計するかという観点から、問題となる事項ごとにそれぞれ仮説を持ちながら質問事項を検討したということです。そういう意味では、なぜこんな形で聞いているのだろうと思われる部分があるかと思いますが、それは、問いの前提として、こういうことを配慮すれば来ていただけるのではないだろうか、あるいは負担感が軽減できるのではないかという仮説もあってそのような形になっているのです。もちろん、この質問の立て方あるいはその質問の前提にある我々の問題意識や仮説そのものにずれがあるのではないかという御指摘もあるでしょう。その点も含め、今日は、このアンケート結果から見える国民の意識あるいは支障などの実態をどう読み取り、広報という側面で言えば、今後どういうことを国民に伝えていけば答えになるのだろうか、そういった点で御意見を伺えればと思っています。

お気づきのところから口火を切っていただければと思いますが、一番最初に目につくのは、裁判員としての参加について国民が今どういう意欲を持っているかということだと思われませんが、今回も「できれば参加したくない」という人を入れると、6割以上が参加に消極的であるという結果が出ています。同時に、具体的に支障はどれくらいあるのでしょうかと聞くと、参加可能日数が1日もないという方は、3割弱にとどまるという結果が出ております。このような結果をどう考えればよいのかということあたりから、御意見をうかがえればと思います。

【井田委員】若干御質問からずれるのかもしれませんが。

例えば介護の必要、同居の親族がいて介護しなければならないとか、あるいは事業や仕事の関係で自分がいないわけにはいかないという方というのは、辞退できるのですか。

【戸倉審議官】できます。

【井田委員】そうすると、最初からそういう方というのはターゲットじゃない、非常に冷たい言い方をすると最初からそういった方は除いてそれ以外の方にターゲットを絞って御意見を聞いていけばいいのではないかと、という感じさえするのです。

もちろん辞退しなくてはいけないものではないですから、そういう方でも来てくださればいいのですけれども、その層を掘り起こすまでの必要があるのかどうか。つまり、司法にできることだって限界があるわけで社会をよくすることはできないわけですから、そういう意味でいうと、今の社会ができる範囲で参加していただくしかないと思うのです。例えば、本当に寝たきりの方を介護されているような方とか、自分一人で事業をなさっている方、というところまで追いかけていって個別に、その方達が参加できる条件を考えなければならないわけではないと思うのです。

【戸倉審議官】まさにおっしゃるとおりで、辞退事由のある方、辞退されたいという方に、そこまでやる必要があるのかという点は、やはり程度にもよると思われます。ただ、できるだけ広い範囲の方に裁判員に来ていただく、ということをお考えますと、障害事由にも程度の差があるでしょうから、その障害事由というものをできるだけなくしていけば、より広範な範囲の方に来ていただけるということが期待できるのではないかと思います。そのような観点からは、障害事由のある方を初めから除いて考えるというまでにはなかなか踏み切れなないと思います。

もう一つは、考え方だと思うのですが、裁判員というのは、先程申し上げたように、参加意欲はあるけれども障害事由があつて1日も参加できないと回答された方もおられるということをお考えますと、この参加というのは一種の権利という面もあるわけであり、そういう参加の機会が一定の条件がそろえば保障されるというような層があれば、国として、あるいは社会として、そのような支障を軽減する、言い方を換えれば負担を分担していくということをお考えなければならぬのではないかと思います。

【吉田委員】従来のアンケートは、一般的に裁判員の認識度などがテーマでした。あるいは参加したいか、したくないか、参加したくない場合はどういう理由でしたくないのかという抽象的な設問が中心だったと思うのですが、もう一步突っ込んで、今回の設問は、今後の裁判員制度を運用及び制度設計を行うについてのいろいろな具体的な事由、例えば障害事由とかあるいはどういう開廷方式をとったらいいか、連続開廷がいいのかあるいは分散的な開廷がいいのかといった点など、どういう点を改善したら一番いいのか。介護の問題とかいろいろありました。そのような内容でよかったと思うのです。

この分析のポイントというのは最高裁の方でお考えになり作られたものですね。さっきからこの中で参加したくない理由について心理的な要因よりも日程調整が大変だということの割合が高いということが言われていますが、制度をよく理解をした上で皆さんが回答したということなのですが、この設問のように「あなたが裁判員について今から1カ月後の平日裁判に参加しなければならない場合に障害となるものはどれですか」という聞き方をすると、当然、参加しなければならないという前提で答えるわけで、裁判員に選ばれた場合に一番の障害は何かということに心理的要因を言ってみても仕方がないのであって、むしろ客観的な事由を挙げたという面はあるとは考えられないですか。

【鬼澤刑事局参事官】できるだけ、その方がいざ裁判員として出なくてはいけないといったときに、どういう障害事由があるかという点を伺い、制度運営に反映させようと思ってこういう設問にさせていただきました。

【戸倉審議官】確かに、もう裁判員として出てくるのが義務づけられたという前提で答えるとなっていれば、問題となるのはとりあえず日程だ、ということになるというのは、そうかもしれませんね。

【吉田委員】ですから、このアンケート結果をもって心理的要因が解決されたのだということではできないのではないのでしょうか。

【鬼澤刑事局参事官】そこまで申し上げるつもりはありません。

【戸倉審議官】18ページの図の3-1-4に参加意欲と障害事由の関連のデータが出ておりますけれども、日程調整が大変であるという回答は、参加意欲

について、どのような答えをしておられるかにかかわらず、かなりの率で挙げておられます。むしろ参加したくないというの方が、日程調整が大変だということを挙げた方の率が落ちています。この棒グラフの中で見ると、参加に消極的な方は、積極的な方に比べ、心理的不安を挙げた方の率が大きくなっています。そういう意味では、ここで参加意欲の方向を決める上で効いているのはむしろ心理的な要素ではないかという見方もできるように思われます。

それ以外に、客観的な健康問題、自分や家族の健康問題の率が上がっているというのも、これは現実問題としてはっきりとした支障ですから、こういう方はかなり参加意欲に影響していると思います。そういうことからすると日程調整の問題が参加意欲に関して大きなファクターになったのかというのは、分析の仕方になってくると思うのです。

【吉田委員】だんだん裁判員制度が周知徹底された結果、ある意味では理解が深まって、国民も、もう選任されたら参加しなければならないんだという気持ちは出てきていると見るわけですかね。だから、そういう中でいざ自分が選ばれたときに何が一番問題かという、恐らく日程調整が一番大切という答えになったと見るのがいいのかどうか、ということでしょうか。

【鬼澤刑事局参事官】どちらを上と見るかということよりも、日程調整が大変であるということならば日程調整しやすいような制度設計をすればいいのではないかということになりますし、心理的不安であるということになれば、何が不安なのかという、さらに深く突っ込んだ不安の中身を踏まえた広報、制度設計が必要ということになる。どちらが優位かを論ずるよりは、大きな目でこういう傾向が出た、と考えていった方がいいのではないかという感じはします。

ただ、今回のアンケート結果を全体として見た場合、一番の障害事由が日程調整が大変ということで、心理的不安を上回った、ということは特徴的だったと言えると思います。

【井田委員】例えば、税金を払いたいですかと聞かれて払いたいと言う人はいないと思うのです。

ただ、税金を取ることに意味がありますかと聞いたらみんな恐らく意味があ

るというふうに答えざるを得ないと思うのです。

このアンケートの問い方として、この裁判員制度をどう思いますかとかその意義についてあなたはどうか考えますかという質問がまず前段にあった方がいいのではないかと思うのです。いきなり行きたいかどうかと問われれば、いきなり税金を払いたいかどうかと問われたら払いたくないと答えるのはある意味当たり前のように、行きたくないと答えるのが普通だと思います。ですから、アンケートの中に理念的設問が1個あるといいのかなと思います。

ある意味で言うと非常に下部構造的な問題にかかる問題に苦渋している感じがしています。

【戸倉審議官】先ほど申し上げたように、当然、意義とかそういった問題を軽視しているわけではなく、選任手続などその制度を作っていくに当たり、今まで調査を全くしたことがないために国民の生活実態がどうか分からないという事情があったので、そういった点について集中的にアンケート調査をした結果なのです。確かにおっしゃるとおり、制度の意義については十分聞いていないのですが、これはむしろいろいろ問いを取捨選択した中で、今回の調査では外したということです。

【井田委員】例えば、いい制度か悪い制度か導入すべき制度かどうかというあたりについて聞くと、もし非常に多くの人がこんなの要らないよと言っているとしたら、やはり広報活動が重要じゃないかと思うのです。そのあたりの意見が聞きたかったという感じがします。

【戸倉審議官】広報という観点だけでやっていけば、御指摘の点も聞いていたでしょうね。ただ、今日は、ちょっと観点の異なる調査結果を広報活動の面でもどういうふうに活用できるかという点をお聞きしたいと思っていた次第です。

【井田委員】恐らく一生で、1回参加するかどうかの問題ですよね。どうもそういう意識で答えられているかどうかというのがわからなくて。ドイツみたいに一定期間ずっとやるというのとはまた別かもしれませんが、一生に1回、例えば3日、5日ということであれば、それはしょうがないよねというぐらいの

感覚を持つ人が多いと思うのです。こういう風に問われてしまうと、何かイメージ的に何回も何回もやるのかなというふうに思って嫌だなとなる可能性もある。そのあたりが少し問い方としてミスリーディングではないかと思います。

【鬼澤刑事局参事官】あなたが一生に1回参加するとして、という前提で問えばよかったということでしょうか。

【井田委員】いやいや、一生に1回、ただそれだけの義務なんですよと、何でそれで嫌なんですかという。

【戸倉審議官】今回のアンケートの趣旨は、嫌かどうかを直接知りたいということよりも、嫌だとすればその人がどういう不安を感じて嫌だと言っているか、ということのリサーチして、それを踏まえてこれからの仕組み作りの中でそういった心理的負担が軽減するための工夫をしていこうというものでしたから、委員御指摘のような前提の設定まではあまり深く検討しておりませんでした。

ところで、これはちょっと先走るのかもしれませんが、心理的に不安であるということの中では、報復の恐れというのがトップになっております。

この報復の恐れが、参加したくない、あるいは余り参加したくないということになる大きな要因の一つだとしますと、国民の方々に納得していただくのは非常に難しい問題ではありますが、真剣に考えていかないとならないと思います。今、どういう情報が不足しているからこういう不安感をお持ちになるのだと考えればいいのでしょうか。

【渡辺委員】各地でやってこられたフォーラム会場でのアンケートでも同様の結果が出たと以前に伺っています。「報復行為は厳重に処罰します」と裁判所が約束するわけにもいかず、なかなか悩ましい問題だと思います。

【戸倉審議官】社会の実態として、日本という国は、裁判の関係者に脅迫を加えていく、国民全般がそういうメンタリティーを持っていてそういう危険が現実になり得る社会かという、我々、裁判官やっぴましてそういう危険を感じたという経験はないのです。裁判官は特別だからでしょうという反論もあるのかもしれませんが、外国の例でも、陪審裁判でそういうことが頻繁に起きているかという余り聞いていません。

その意味では、報復の恐れを心配している人がこんなに多いというのは、根本的に我々が提供する情報が不足しているのではないかという気もするのです。

【渡辺委員】現状の治安状況に対する漠然とした不安や偏見があるのは否定できないと思います。「御礼参り」という言葉が存在し、数は少なくとも実際に事件も起きている。相手は裁判官ではありませんでしたが、法廷で自分に不利な証言をした人を、被告人が刑務所を出所した後に襲ったケースが大きく報道されたことも記憶に新しい。そういったものの刷り込みが根底にある一方で、戸倉さんがおっしゃったような、裁判官の実感や海外の状況は国民に伝わっていない。世間一般では、裁判官は厳重に警備されているといったイメージが強いと思うのです。こういった認識のギャップを埋めていく作業が必要だと思います。また、広報をしたり説明したりしなければいけないテーマが多い中で、裁判員を保護するための規定が周知されていないことも、背景にある気がします。

【吉田委員】49ページの表を見ると、とにかく、最も重要な環境整備についての設問に答える中で、脅迫から裁判員を十分保護するという回答が圧倒的に多いわけです。だから、ここを解決しないとなかなか環境整備ができたということにはならないのだろうと思うのです。一般の人たちは非常に漠然たる不安感があって、自分がどういう判決に関与したかということがわかってしまうと思われているのではないのでしょうか。

しかし、評議は実際非公開で公表されないわけです。公判のときは名前は伏されているけれども顔は見られてしまっているということはあるのですが、実際の評議のときに有罪無罪を主張したのはだれだということは一切わからないということとか、量刑についても誰がどういった主張をしたのかわからないということの周知を徹底した方がいいのかなという気がします。

【戸倉審議官】いろいろな機会でも、裁判員は自分が裁判員であることも公にしてはならないと御説明しています。これについては、会社の上司の理解を得るためには不自由だと言われているぐらい、だれが裁判員であるかということも明らかにしてはならないということになっており、制度としてはむしろ固過ぎ

るぐらいだという指摘もあります。このように仕組みについては、かなり御説明しているのですが、まだ国民の方々が具体的にどのような危険があると考えておられるのかはつきりとは見えてきていません。我々の想像力が貧困なのかもしれないかもしれませんが、具体的なイメージを持っていないものですから、こういった場合にはこういう対策をとるので大丈夫ですという御説明ができていないのです。

【篠田委員】やはり一番大きいのは、裁判員というのは個人であって、裁判官というのは戸倉さんとか吉崎さんといったその人個人ではなくて裁判官という役職であって、個人と役職との違いというのが、報復の対象になるかならないかという点で異なるのではないかと国民は思っているんじゃないかと思うのです。

だから、公判廷で片や黒い法服を着て片や私服のままですといったようなことに象徴される個人と役職との違いが、個人として裁判員になる国民に、報復の対象になる可能性というものをどうしても考えさせてしまうというのも一つあるのではないのでしょうか。もう一つは、今まで事故が起きたことがないとはいっても、法廷の中で襲われるということは今まで民事裁判で1回あったようですけれども、一番恐怖感を抱いているのはそういうことではなくて、裁判が終わった後に自宅に来られるんじゃないかと思います。これはやはり裁判官は裁判所に所属するけれど、裁判員は裁判が終われば無防備に家に帰る。そうしたことに危険性を感じる。そのあたりについて、どういうふうに安全ですよというアピールをしていくか、ということが大事なのではないのでしょうか。

裁判官がこれまでそういった事件の被害者になったことはありません、といくら言ってもなかなか安心してもらえない以上、むしろ、どのように裁判員も裁判員という役職の中に組み込まれて特定の個人というものが、消えていくかというところをアピールしていく方が有効でしょう。

【戸倉審議官】そういう国民性の分析といったものは、我々よりも、委員の皆様方のような識者の方々に客観的に今の世の中というものをどう見るか、裁判員制度が実施されれば実際にそういう問題が起きるかどうかということにつ

て、見方や御意見を聞いていく方がいいのかもしれませんがね。

【井田委員】言えは言うほどかえって危険かもしれませんがね。そうですか、そういうものがやっぱりあるんだ、じゃあやめようと思われてしまう。

【戸倉審議官】フォーラムを見ていても、このあたりの疑問に対しては、枠組みはこうなっていますという説明ぐらいで、具体的な説明ができた事例というのはあまりありませんでした。ただ、たまたま私が見ていた会場では、ある検察官の方が、私は長い間何人もの証人に出てもらったけれども、一度も証人に手を出されたとかそういうことはありませんでしたと断言され、その時には、会場に何となく安堵感が漂ったということがありました。

それ以外、例えばこういう仕組みになっていますと言っても、確かにそれは仕組みだけですから、そういう具体的な行動が絶対ないということにはならないわけです。

【吉田委員】ところで、この設問の中の脅迫から裁判員を十分保護するという意味は、裁判中を指してなのか、それとも裁判が終わって判決が出た後も含めてなのでしょうか。

【戸倉審議官】両方含んだ問いだと思います。

ただ、一方で、裁判員になった方がその体験を語って裁判員制度に対する理解が深まるようにできないといけないという御意見もあります。そのためには、守秘義務もちよっと固過ぎないかというような議論もあるわけであり、自分が裁判員として経験した時の感想等は語ってもいいわけですから、その点の区別については、注意が必要だと思うのです。

【渡辺委員】この制度をめぐっては、裁判員の氏名が判決書きに記載されない、つまり名無しの権兵衛に裁かれる結果になってしまうなどの批判があり、裁判の透明性や被告人の権利といった観点からは気になるところもあります。様々な価値を調整した結果、このような制度が設計されたのだとすれば、実績を重ねる中で理解を広げていくしかないのではないのでしょうか。

【戸倉審議官】少し話題を変えますと、今回のアンケート調査では、参加可能な日数なども聞いております。連続して3日を超えますと、参加できる人が相

当少ないということが分かりました。他方、多少全体の期間は延びても、休みを置きながらということでももう少し日数が多くてもいいという方が増えてきております。また、事前にいつごろ呼び出されたら参加できるかという点については、一月とか一月半というような期間が出ておりました、今後いろいろな仕組みを具体的に考えていく上では、裁判員裁判の審理を行う日の間を空ければ空けるほどいい、あるいは裁判員候補者を呼び出す日を早くお知らせすればするほどいいという結論になります。一方で、間を空けると呼び出しから第1回までが長くなるので、身柄を拘束されている被告人の勾留期間が延びてしまうとか、間を空けて行うのはいいけれども、審理の初めから結論を出すまでの時間が長くなりますから、その間、当然のことながら記憶を保っていくのがやや難しくなってくるとか、様々な問題が出てくると思うのです。ですから、今回のアンケート結果で日程調整等で様々な問題が出ているという結果をどのように読み取り、どのような点に注意していくべきなのか。恐らくこの調査結果だけではまだ分からないところもあるから、もう少し掘り下げて聞くべきこともあるのだらうと思います。この調査結果を御覧になって、感想や、こう読むといいのではないかとか、ここは注目した方がいいのではないかとといったポイントがあればお聞かせ願いたいのです。

【渡辺委員】アンケートの問11、12ですが、環境整備としてどのようなことをすればよいかという質問に対し、「裁判員に選ばれる人の仕事の日程の都合を考慮する」「裁判員に選ばれる人の介護や養育の日程の都合を考慮する」という選択肢があります。しかし、実際にどんな考慮ができるのでしょうか。一方で問4の設問では、「裁判を行う日程は、選任の前に予め決められていると想定してお答えください」とある。つまり、公判前の手続きの中で、5日連続で開廷するのか、3日と2日に分けるのかといった考慮はあり得るのかもしれませんけれども、日程は最初に決めてしまうわけですね。その中で「考慮する」といっても何ができるのか。

【鬼澤刑事局参事官】考慮できるとしたら先ほど審議官が申し上げたような期日の指定の仕方の問題と呼び出しまでの期間などの日程調整というところだと

思います。

その事件の裁判員全員に、このような日程でいかがですかと事前に聞いて決めることはできません。

【渡辺委員】それはできませんよね。9人の合議体ができただけで日程を調整するというのもできないわけですよね。

【鬼澤刑事局参事官】このアンケートの目的が、この日数の審理を要する裁判を行うに当たって、国民の間で受け入れられやすい最大公約数的な日程を検討していくところにあると思うのです。裁判所に裁判員候補者として来られたときに、既に決められた日程の都合が悪いときは、そのような人に無理やり裁判員の仕事をさせていただくわけにはいきませんから、そのような場合は辞退を認めることになるでしょう。

【吉田委員】ただ、この設問だけを見ると、日程調整は自分の日程に合わせて弾力的に公判の日程を立ててもらえるんだと読み取ることもできるのではないですか。

【戸倉審議官】設問が少し舌足らずだったかも知れません。

【吉田委員】私もなぜこのような設問が出たのかなという気もしました。この会議でもそうですが、いろいろな会議を行うにしても、大体、事前にみんなで日程調整をしていますが、この設問はそのような趣旨ではないですよね。

【戸倉審議官】この設問の「選ばれる人の日程の都合を考慮する」というのは、早くからお知らせすることにより日程調整を行いやすくするという趣旨のようです。

【渡辺委員】それは当然のことであって、わざわざ選択肢に挙げて回答者に丸をつけていただく話ではないのではありませんか。

【鬼澤刑事局参事官】しかし一方で、裁判員制度になった限りは、これまでみたいな月一回の公判ではなくて、連続的に開廷して一気に判決までいくんだという理念がありますから、その理念と国民の日程の都合とどこでバランスをとるかということだと思っております。

【渡辺委員】それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、この質問に対する

回答結果を「日程調整よりも広報啓発や新たな制度化のニーズが大きいことが判明した」と総括されているので、これはちょっと実相と離れているのではないかなと思いました。

【鬼澤刑事局参事官】この統計の上ではそのように言えるのでそれと異なることは言えないのですね。

【渡辺委員】いずれにしても、今後もまたこうした調査等をしていくときに、調査を受ける人が設問や選択肢をどう受け止めるか、もっと相手方の立場に立って考える必要があると思います。

【鬼澤刑事局参事官】設問の設け方をもう少し考えなければいけませんね。

【井田委員】それと少し関連して、裁判所に行くまでの時間なのですけれども、2時間以上かかるような層が1割ぐらいいますね。公共交通機関が一部でもないとこが4分の1ぐらいありますが、これについて何か対応は考えられるのですか。

【戸倉審議官】2時間を超えるような場合、毎日審理を行うのであれば、宿泊の必要性が高まってくる可能性はあります。公判や評議を、間を置いて行うのならまた別でしょうけれども、もし連日行う場合は宿泊ということも考えています。裁判所に行くまでの時間や宿泊を前提とするといろいろ問題があって参加できないという方が出たときに、それは辞退事由の問題として判断をしていかないとかなり無理なことになるだろうと思います。

【鬼澤刑事局参事官】現行の法律上の辞退事由に、裁判所まで通う時間が非常に遠方であるというのは定めがないのですけれども、アメリカ等の諸外国の法制などを見ると辞退事由として大体入っているのです。

だから、これは法務省の考えによることですが、今回、法務省でつくる政令の中にそれが盛り込まれるかどうかというところが、一つの問題としてあります。また、もし来てくださるとなったときには宿泊の費用も出して宿泊して裁判員の職務を行っていただくということになると思います。

【渡辺委員】今回の調査では全部地裁本庁までの所要時間を尋ねていますが、各地裁のどの支部で裁判員裁判を行うのか、いつごろ決まるのでしょうか。

【戸倉審議官】裁判員裁判を行うのに必要ないろいろな条件がどの範囲で整うかということを見ていかななくてはいけません、それらの具備がかなり固いと見込まれるところは早めに結論を出して、いろいろな準備ができるかも知れません。管轄区域内の弁護士の数や、被疑者弁護等の様々な態勢が今後どう整っていくかということを見ながら、最終的には最高裁規則で決めることとなります。設備なども整えなければならないので、できるだけ早くしないととは思っていますけれども、現状では、まだまだ様々な条件の実情等を見ていく必要があるのではないかと考えています。

【吉田委員】毎日連続的に開廷するのか日を分けて分散的に開廷するのかというのはだれが決めることになるのですか。

【鬼澤刑事局参事官】その事件を審理する裁判体が決めます。

【戸倉審議官】公判前整理手続において決めるのではありませんか。

【鬼澤刑事局参事官】そうです。裁判体、辩护人、検察官の三者がそろわなくてはいけませんから、その三者の都合を考慮して決めます。

【吉田委員】それは運用の話ですね。

【鬼澤刑事局参事官】はい。

【吉田委員】今回の調査の結果では、おおむねの意見は、連続して5日間行うよりも分散して3日と2日に分けた方がいいなどとなっていますね。そういうことを踏まえてこれからの裁判についてはそういう格好でいこうということになるわけですか。

【戸倉審議官】そこは各裁判体がどう判断されるかにかかってくると思います。

【吉田委員】最高裁判所が各裁判所にこういうものがあるのだからこれでいきなさいということをご指導するわけではないのですね。

【鬼澤刑事局参事官】参考資料として提供するだけであって、そのような指導はできないですね。

【戸倉審議官】だから、こういう形でやった方が応じてくれる方が増えますよというデータはきちんと伝えておかなければいけないと思います。

【鬼澤刑事局参事官】何が何でも私は審理を続けて行うんだということで、何

百人もの人を呼び出して連続開廷で参加できる人の選任手続をやるということも、それは裁判体でやろうと思えばできるということですが、ただ、そうするともものすごい人数の国民に迷惑をかけることになりますから、それができるかどうかというところだと思います。

【戸倉審議官】連続開廷になればなるほど対応できる方が減りますから、呼ばれたけれども結局辞退されるという方がどんどん増えて、トータルで呼び出しをする人数は当然多くしなければ裁判員を確保できなくなります。

【鬼澤刑事局参事官】ドイツなどでも、多くは、週二、三日のペースではないかと思います。そういう意味では参審員裁判的な運用になるのかなという感じがしています。アメリカなどでの陪審員裁判では、完全に連日開廷を行っています。

【井田委員】裁判員というのは事件ごとに原則として6人いますけれども、審理の途中で1人が病気になったり遅刻した場合はどうするのですか。

【鬼澤刑事局参事官】そのために、審理期間が長ければ長いほど補充裁判員を多めに選任しておくことになります。

【井田委員】途中からでも大丈夫なのですか。

【戸倉審議官】この補充裁判員は最初からずっと入っていますから大丈夫です。

【吉田委員】裁判員6人プラス補充裁判員2人などで手続は支障なくやっているのですね。映画の「評議」でも、裁判員だけでしょう。補充裁判員のところは映していないけれどもいるわけですね。

【戸倉審議官】常にではありませんけれども、必要と判断すれば選任するので。

その裁判体が、例えば3日間このメンバーで最後まで裁判が行えるだろうと思えば補充裁判員を選任しません。だから、例えば急な病気という予想外の出来事が起きたときは、補充裁判員がいないので、新たに裁判員を選任しなければなりません。この場合、今まで行ってきた手続を新たに選任された裁判員に理解してもらう「更新」の手続が必要となるのです。

【井田委員】3日目か何かにたまたま裁判員が5人しかいないというときはど

うするのですか。

【鬼澤刑事局参事官】補充裁判員がいなければ追加裁判員選任のためにまた期日を先に開かなければいけない。そうすると今までいた裁判員の日程がまた合わなくなってしまい、結局また一からやり直しになってしまうということになります。

【井田委員】そうすると残りの5人の人が怒りますね。

【戸倉審議官】陪審などですと全員で12人ですけれども、一定の定足数までは、何人か欠けてもそのまま審理は行えますが、裁判員制度ではその辺りの余裕がないのですね。フル構成でないと公判審理ができないということになっています。

どういう事件でも補充裁判員を選任しておけばいいであろうということになるかもしれませんが、裁判員が欠ける率は低いわけですから、補充裁判員が裁判員になる可能性がほとんどないのに補充裁判員として一定期間拘束されましたということになると、また国民にとって負担が重くなりますので、補充裁判員を選任するかどうかはなかなか難しいところですね。

【吉田委員】あらかじめ分からなかった事由が障害になっては困ってしまいますね。

【戸倉審議官】逆に言うと、やはり本当に嫌がっている人に無理に裁判員になっていただくと、途中で放棄されるようなことが突然生じたりして予定が狂うことになります。そういう意味でも、裁判員候補者の皆さんが、それぞれどういう事情をお持ちなのかというのはきちんと把握しながらやっていくということを考えていないと、実際上の問題として、裁判員制度は動いていかないのではないかと思います。選任手続についても、何が何でも全員を裁判所に呼び出して、そこで事情を聞いて判断しますということだと、実際は明らかに辞退が認められるのに、一遍は裁判所に来なくてはならないという手順になってしまうのですね。だから、先ほどの「国民の皆さんの都合にできるだけ配慮する」という要望が強いということに関しても、裁判所が裁判員候補者名簿に載った人の都合をある程度概括的に把握しておけばもう少し柔軟に対処できるのでは

ないかと考えられるのですね。例えば 70 歳以上の方は辞退できるということになっていきますから、予め辞退したいかどうかを把握しておけば、最初から呼出しをしないと行ったことも考えられるのではないかと思います。

【渡辺委員】今回の調査で、各月の繁忙・閑散をお聞きになっていきますけれども、この結果はどのような形で制度設計に反映されるのですか。

今、戸倉さんがおっしゃった、「自分は 70 歳以上だから裁判員はやらない」と思っている人と、「この月に呼び出されたってうちは田植えがあるから絶対だめだ」という人、それを同列に扱って、辞退必至の人は最初から呼び出さない、ということも検討されているのでしょうか。

【鬼澤刑事局参事官】何らかの形でそれを制度の上に反映できれば、それは国民のニーズを吸い上げた柔軟な運営になると思いますけれども、他方、辞退を認めるかどうかというのは事件が起こって裁判体が決まってからの話ですから、そこと調整できるのかというところを考えなければいけない。

【吉田委員】この場合はどうするのですか。年末や、年度末とか年度初めの 3 月、4 月は忙しいという事情でどうしても参加できないという人も結構いると思うのですが、かといって裁判をその月にやらないというわけにもいかないわけでしょう。そうすると、あらかじめ裁判員の候補者が選挙人名簿から抽出され、その候補者名簿に載った段階でそのような事情を聞いておくわけですか、それともやはり、事件になって呼び出してそこでまたご本人に御都合を聞くということになるのですか。

【鬼澤刑事局参事官】あらかじめ聞くということではどこまで制度設計できるかどうかというところはあくまでも今後も検討しなくてはいけないところがあります。

アメリカなどでは延期制度というものがあって、一旦呼び出されたときにたまたまその期間だけ都合が悪いという人は、次はちゃんと出ますからという、辞退を認めて、次は必ず出てくれというふうに行うとかなり出頭率が上がると言われています。ただ、そういった延期制度は裁判員法の立法段階で取り入れられませんでした。無理やり国民の皆さんを引っ張ってきたって、仕事を抱え

ているのに裁判に集中できないですから、その辺りの国民のニーズというのをどれだけ裁判員の選任手続に反映させるのかということを考えなくてははいけないと思います。

【篠田委員】できる限り参加しやすいような制度をつくり上げなければいけないのはもちろんですけれども、個人事業主は別として、サラリーマンとか介護をすべき老人や子供を抱えている家庭の主婦などの場合、家族や上司、同僚に対してどういうポーズ、つまり、どういう態度を周りに示すかということが重要になってきます。裁判所から出てこいと言われた、でも私は行きたくはない、しかし行かなければいけない義務がある、この程度の事由では辞退させてもらえない、行かざるを得ない、だから、その間仕事を抜ける、あるいはその間あなたのお父さんを施設に預ける、しょうがないだろうという、このポーズをとらないと出られないというのが現状ではないでしょうか。国民性というか、日本特有の事情だと思いますが、辞退事由というものを考えるに当たっては、大きな要素ではないかと思います。

【鬼澤刑事局参事官】辞退事由の判断で難しいところは、一方で緩やかに認めると不公平感みたいなものが出てきてしまう点です。

【篠田委員】そうなのです。どこで線を引くかということが難しいと思います。

【鬼澤刑事局参事官】辞退事由は具体的な運用をこれから本当に真剣になって考えていかなければいけない問題だと思います。

【渡辺委員】先ほど鬼澤さんがおっしゃった延期制度の話で以前耳にしたとき、なかなかいい考えだなと思ったのを覚えています。裁判員をやってみたい、やってもいい、でも指定されたこの時期はどうしても都合がつかないという人達の思いや意欲を、そういう制度があれば酌み取れる。また逆に、今回は逃げられませんよ、と覚悟を迫る手段にもなる。立法措置でやらなければいけない話なのか、規則や運用のレベルでできる話なのか、私には分かりませんが、そうした工夫の導入を考えてもいいのではないかなという気はするのです。そうしても、裁判体の公正さがゆがめられるようなことはない気がします。

【戸倉審議官】例えば二ヶ月単位で見ていったときに、月別にバランスよく、

都合の悪い人が分散する，また，事件も毎月大体平均的に来ているということなら，時期的に都合のいい人を中心に選ぶというやり方をしているとしても公平感あまり害されないと思うのですけれども，今回のアンケート調査結果を見た限りでは，本当にそこまできれいに分かれているかというのはなかなか見えてきませんでしたので，もうちょっと掘り下げて検討しなければいけないと思うのです。

今，篠田委員がおっしゃった，むしろ融通のきかない仕組みをつくっておかないと，裁判員として出るときに出づらいつという視点は，あまり持っていなかったものですから，これは本当に難しいなと思いました。

伺ってみると，まさに会社あるいは家庭における義務なり責任をある程度棚上げにして出てくる大義名分が必要だという考え方もあり得るかもしれません。

【吉田委員】月別にいろいろ聞いたという目的は何なのですか。例えば連続開廷がいいか分散的に開廷するのがいいかというのは，これは今後の裁判の運用に反映できることはわかるのですけれども，月別の質問について言えば，個人個人は，私は3月がだめです，私は12月がだめですと言うのでしょうかけれども，さまざまだと思うのです。それを聞いて，一般的な傾向がわかったということはわかるのですが，それを何か制度設計に適用できるのですか。

【戸倉審議官】一番端的な方法は，月別に聞いて，この月はだめというときには初めからくじからどけておくということでしょうね。

【吉田委員】さっき言ったように，あらかじめ候補者名簿に載ったときに，その段階で全員にあなたは何月と何月は都合が悪いですかと聞いてしまうわけですか。

【戸倉審議官】全員に，あなたは裁判員名簿に載りましたという通知がいきますから，そのときにあわせて聞いてしまうというのは実務的には一つの聞くタイミングだと思います。ただ，聞いた結果をどのような形で仕組みの中で生かすかとなると先程申し上げた公平さとか，法律の建前は1年間を通じた無作為抽出という仕組みになっているという問題がありますので，それを正当化でき

るくらいの分布になっているかどうかなどの点を細かく見ていかないとそう簡単には結論が出せないだろうとは思っています。

【渡辺委員】当初、「8月は都合が付く」と答えたけど、通知状が来たころはもう夏休みの旅行の日程が決まっていた、というケースもありますね。

【戸倉審議官】社業として自分が抜けてもそう迷惑かけないし、自分のレジャーとか家族のために旅行に行くというものの優先順位の問題は当然あるでしょうけれども、とにかく、出ようと思えば裁判員のためにも出れるという時期ということなのでしょうね。

【鬼澤刑事局参事官】12月が一番都合の悪い人が多いです。それは納得できません。

ただ、名簿は1年単位なものですから、大体12月になると、それまでに参加しやすい人はほとんど選任されてしまっているのです。だんだん参加しにくい人がふえていくという状況になってくるのです。だから、12月になると裁判員選任手続に人をより多く呼び出さなくてはいけない、あるいは思い切って1月に回すということも考えられるでしょう。

【渡辺委員】名簿の期間は暦年ですか。

【戸倉審議官】法律では、暦年で1年間有効となっています。

ニーズがないのにいろいろやってもしょうがないものですから、そもそも月別に差し支えの有無を調査して何らかの運用を行っていくことの需要があるかどうか問題であり、今回のまたこの全体的な調査結果を踏まえてより詳しい実態調査を行うことも考えるということになっています。

【渡辺委員】さっき井田先生がおっしゃったけれども、地域によって相当違う実態があるのでしょうか。今回の調査では全体の傾向はよくわかるのですけれども、いずれ地裁ごととか支部ごとの調査が必要でしょうかね。

【鬼澤刑事局参事官】いずれは地裁ごとでデータをそろえておく必要があるということですね。

【戸倉審議官】最初に井田委員の方からも言われた、そもそも環境整備してまで無理に参加してもらう必要があるのかという議論があったのですが、いわゆ

る環境整備と言われているのは、会社の関係では上司や会社の理解が必要であり、介護あるいは育児の事情のある方はそれを支援するサービスの充実というものが必要だということは出ているように思われます。この調査結果について、このように解釈してはどうかとか、この辺はよくわからないというのがあるかと思いますので、何でも結構ですので御意見をお聞かせください。

【渡辺委員】ひとつ確認です。さっき戸倉さんがおっしゃっていましたが、具体的な事件の内容はともかくとして、裁判員の候補者あるいは裁判員になったことまで周囲に言ってはいけないのですか。

【戸倉審議官】法律上、公にしてはならないのですが、上司に裁判員になりましたと言うのは公にすることではないからいいのです。

きのう、NHKで、高崎で検察官が説明に行ったというのがニュースになったのです。その後の参加者の感想のときに、いや、上司にも言えないのでは休暇とりにくくて出にくいんですよねということを感じて述べておられたから、そこは違うなと思いました。自分の職場の限られた人にこういう事情で抜けるから頼むとか、上司に休暇をくれという言い方をすることは全然制約がない、禁じられていません。

【渡辺委員】私もあのニュースを見ていて、「あれ、そうなんだっけ」と思いました。それもあってお尋ねした次第です。

【戸倉審議官】そういう質問が出たときにどう答えるかというのは難しいことなのですけれども、公にすることが禁じられているのは、およそ人に言ってはいけないことなんだと誤解されやすいのです。ですから、私もニュースを見て、そこをきちんとおこななければいけないと改めて考えさせられました。

ところで、休暇制度というものをこれから仕組みとしてはいろいろお願いすることになりますが、会社に制度はあるけれども休暇をとれないというのは幾らでもある話なので、それをどういうふうに理解を求めていくかというのが一番大きな課題です。理解されれば、結果として休暇制度もできるのだろうと思いますけれども、これはまさに広報活動という面が強くなります。どういう方

を対象にどういう形でやっていけばいいのでしょうか。

【井田委員】東洋経済の誌面のように、企業のリーダー的な存在の人と話をし、うちの会社ではもちろん検討していますよみたいな感じで言ってもらおうか。

【鬼澤刑事局参事官】リーダー的な企業が裁判員特別休暇のようなものを制度化すれば、他の企業も制度化してくれるのではないかと思うのですが、そこまでの流れをつくっていくということが大変です。

【戸倉審議官】いわゆる上場企業と言われるようなところは、いずれ休暇制度を作っていただけのではないかと期待しているのですけれども、それでも個々の職場ということになると、その管理職の人たちの意識はまたちょっと違いますから、何で休むのか、行くのかというような感じになったのでは、なかなか難しいと思います。また、中小企業などでは相当不安感を持っておられますね。

【吉田委員】官公庁は何か特段の配慮をするのですか。

【戸倉審議官】最終的には人事院の所管ですけれども、我々としては、特別休暇というものの中に入れていただきたいと思っています。

現在検察審査員に選任されるとそれは特別休暇で休めることになっています。同様に裁判員となった場合もその中に入れていくということになるのではないかと思うのです。

【渡辺委員】官公庁は当然手当をされるでしょうし、企業も「企業の社会的責任」いわゆるCSRの考えが浸透しつつありますから、そうそうみつともないまねはできない。この辺りは心配する必要は余りないと思うのです。おっしゃるように、中小企業などは大変でしょうね。

関連して、省庁連絡会議を開き厚労省などとも休暇制度などについて検討していると伺いますが、議論がどの辺までいっているのか見えてこない、伝わってこない。企業が動きにくい一因にもなっているのではないのでしょうか。

【戸倉審議官】企業に関して言いますと、関係省庁等連絡会議の行動計画でも、個々の労使の実質的な取り組みにゆだねることとし、法曹三者や国はその推進

を側面的に援助するというような形になっています。

また、育児・介護の方は、いろいろ制度的な問題が当然出てきますので、関係省庁でもいろいろやるべきことが出てくるのだらうと思います。ただ、具体的に一体何人の方がこういうサービスの利用を求めてこられるのかとか、いつごろそれが分かるのかとか、そういう具体的な需要の姿をある程度説明として持っていかないと、何か考えるといってもなかなか対応しづらいと言われます。

【吉田委員】今回のアンケート調査だと、介護とか育児についてもいろいろ回答を通してこうして欲しいというのがありますよね。そういうものを世論調査の結果をもとに関係各省にこれこれこういう実態だからこの点をより改善するようにしてほしいというようなことは今後やっていってもいいのでしょうか。

【戸倉審議官】もちろん、こういう実態になっているというのは当然相手に伝えるべきことです。

恐らくこのデータだけでは不十分だと思いますが、その中でもお子さんを持っておられる方などの比率が出ていますので、こういう比率だとすれば、全国ではこれぐらいの規模になるとか、各県ではこれぐらいの規模になるとかという話を持っていく材料にはなると思います。

【井田委員】裁判所で子供を預かるということはなかなか考えにくいのですか。

【戸倉審議官】今、私どもが自信を持ってできるということが言えないのです。裁判所で子供を預かるということは、これまでやったことがありませんので、そのようなノウハウが全くないことを実施するのは難しいというのが正直なところです。裁判所で新たに保育関係の職員を採用することは、まず考えられませんので、結局、全部アウトソーシングするほかない訳ですが、それなら既存のサービスの活用を検討するのが効果的ではないかという話になると思います。

【吉田委員】そういうときに、どこかにベビーシッターを頼むとかあるいは一時的に保育所みたいなところに預けるということになるのですか。

【戸倉審議官】はい。サービスについての情報提供はしますが、その中から自分で選んでいただくことになります。経済的負担をどうするかというのはアン

ケートの結果にいろいろ出ています。今の法律では少なくとも裁判員に支払うものは宿泊費と旅費と日当しかないとなっていますから、例えばこういうものを別途お支払いするという仕組みはないのです。

【鬼澤刑事局参事官】育児・介護を抱えて手が離せない人は辞退は認められる、辞退は認められるのだけれどもやっぱり自分はやりたいという人に参加していただくためには、どこまで裁判所として国として手当てをしてあげなくては行けないかという問題だと思います。

特に、今回のアンケート調査の結果、介護の人よりも育児で比較的若い階層の人たちは割と裁判員制度参加に前向きですから、そういった人たちのニーズに答えられる制度がどこまで国としてできるかという問題だと思います。

【戸倉審議官】裁判所から払うというか、国から日当等とは別に保育料を直接保育所に支払うということは、結局、別途予算を付けるという話になりますから、厚生労働省の所管になるのかどうか分かりませんが、そういう予算づけができるかというのは今のところ何とも言えません。

介護の方は介護保険制度というのがありますから、認定を受けてもらえない方には当然認定という手続は必要になりますが、ある意味では費用負担の問題とかそういったものは制度ができています。いかに柔軟に運用していくかという問題はあるかもしれませんが、要介護状態にある限りは制度はあるのです。

【吉崎総務局参事官】既に要介護者が施設に入っておられる方は、もちろんそのまま主婦であれば一応体はあいているので裁判員として出ていただける、在宅介護をしている方について、ケアの程度をやや施設の方で上げていただいて、その間体をあけて主婦の方が裁判員として出頭してくださる、そういったいろいろな段階があり得ると思うのですが、そのキャパシティーとして施設がどのくらいあるのか、ない場合にどういう手だてを講じることができるのかという点をこれから鋭意、厚労省あるいは地方公共団体のお話を聞きながら探していきたいと考えているところです。

【戸倉審議官】本日は非常に広範な話なので、焦点が定まらない進行になり、

誠に申し訳ございません。そこで、今後、裁判員制度に関して更に国民の意識を調査するとすれば、この辺も聞いておいた方がいいんじゃないかとか、逆に今回の調査結果を踏まえると具体的にこういう情報を提供していくべきではないかといった、全体的な方向性についての御意見を伺えればと思います。

職業等の各人の属性や条件をもう少し絞り込んだ形で、そういう人たちからまたさらに突っ込んだ意見を聞いていくということも当然やっていかなくてはいけないと思っているところです。

【鬼澤刑事局参事官】今回のアンケートで仕事を理由とする不都合というのがあるのですが、ただ、それが実際に本当にどういう事由なのかというところがまだアンケートレベルでは突きとめられない。そこがもう少し詳しく調査できればいいかなという感じはしています。

それから地域別の特色という点も頭に置いています。

【吉田委員】これはこれで、具体的にどういう問題が今あって、どうしたらいいかということ进行调查した意味はあると思うのです。だから、できるだけこれに即していくのが一番いいと思います。中にはできないこともあるのでしょうけれども、せっかく聞いたのですからこれを生かして制度設計していただけたらいいと思います。

このようなアンケート結果について、今検討していますよという広報をまた行うわけでしょう。広報を行う際には、例えば回答が、裁判が連続3日、長い場合は3日と2日という意見が多かったのでも、それらも踏まえて対応したいというような答えまで入れたらいいような気がします。

【鬼澤刑事局参事官】国民の皆さんの声を聞きながら制度を作り上げているところですと積極的に広報していきたいと思うのです。

【渡辺委員】今回、裁判員制度の説明パンフを読んだ上で回答してもらう方式をとったのは意味があったと思いますが、回答する立場からすると、負担感はかなり重いなと思います。

【鬼澤刑事局参事官】本当に国民の皆さんに協力していただきました。今回 62.3%の方に回答していただき、もう一つ別に量刑に関する調査をやりましたが、

あちらも相当詳しいです。あちらを読むのもしんどいですがけれども。かなりの高い率の方に応じていただいて、また興味深い結果が出ています。

【篠田委員】読ませる段階で意欲というものを否応なく高めていくという効果もあるのではないのでしょうか。よく読んでもらってなおかつ書いて回答していくという、広めていく、意欲を高めることを考えると必ずしも調査という目的だけではないんじゃないかと思います。

【鬼澤刑事局参事官】そういう意味では 8,300 人に広報したことになるのですね。

【吉田委員】制度ができたので、国民の一人としてこれに参加していかなければならないのだという気持ちは出てくるのでしょうかね。

【戸倉審議官】本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。